



【2012.01.20】

<TOIPCS>

■ 「希望者全員の65歳までの雇用」義務化に向けた動き

— 2012年1月6日、厚生労働省・労働政策審議会発表 —

◆ 非常に注目すべき内容

年明けの1月6日に、厚生労働省の労働政策審議会から、「今後の高年齢者雇用対策について」と題する、希望者全員の65歳までの雇用確保措置等を求める内容の文書が発表されました。今後、わが国の高齢者雇用対策はどのように動いていくのか、非常に注目すべき内容が含まれています。

◆ 高年齢者雇用の状況

厚生労働省が昨年10月に発表した「平成 23 年 高年齢者の雇用状況集計結果」によれば、現在の法律で定めている、高年齢者を65歳まで雇用するための高年齢者雇用確保措置（「定年の廃止」「定年の引上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれか）を「実施済み」の企業の割合は95.7%（前年比0.9ポイント減）となっています。

また、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は47.9%（同1.7ポイント増）、同じく70歳まで働ける企業の割合は17.6%（同0.5ポイント増）となっています。

◆ 「無年金・無収入」となる者の防止

現行の年金制度に基づき、平成25年以降は、公的年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられることが決まっていることから、現状の高年齢者雇用確保措置のままでは、「無年金・無収入」となる者が生じる可能性があります。

そこで、昨年9月から、厚生労働省内に設置された専門部会において、「雇用」と「年金」が確実に接続するよう、希望者全員の65歳までの雇用確保措置等について検討がなされており、今回の文書発表となりました。

◆ 2013年度から施行となるか？

この文書に含まれる「希望者全員の65歳までの雇用確保措置」が実施されるとなると、企業にとっては非常に大きな負担となります。

早ければ、今年の通常国会に改正法案が提出され、2013年度から施行されるとも報道されています。中小企業には猶予期間が設けられるとも言われていますが、いずれにしても、今後の動きに注目しておく必要があるでしょう。